**伐採及び伐採後の造林の届出書**

令和　　年　　月　　日

宇佐市長　　様

　　　　　　　　住　　所

〔伐採後の造林をする者（森林所有者）〕

氏　　名

電話番号

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である〔　　　　　　　　　　〕が所有する立木を伐採するものです。

**１　森林の所在場所**

|  |
| --- |
| 宇佐市　　　　　　　大字　　　　　　　字　　　　　　　地番 |

**２　伐採及び伐採後の造林の計画**

　　　別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

**３　備考**

|  |
| --- |
|  |

**添付書類**

（１）土地所有者が確認できる書類（土地の登記事項証明書または固定資産税課税明細書の写し等）

（２）届出のあった森林を伐採する権原を有することが確認できる書類（立木の売買契約書、贈与契約書、遺産分割協議の協議書や目録等）

（３）伐採区域が確認できる図面（伐採区域や隣接する土地との境界等を明示した字図や森林計画図等）

（４）主伐の場合には、伐採及び集材に係るチェックリスト、搬出計画図（等高線が入っているもの）

（５）届出者の確認書類（個人：運転免許証の写し等、法人：法人の登記事項証明書の写し又は法人番号が記載された書類等）

（６）その他上記の事項等に関して市長が必要と認める書類

**注意事項**

１　伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。

　２　伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあっては、当 該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、 連名で提出すること。

３　伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第２位まで 記載し、第３位を四捨五入すること。

**遵守事項**

　１　伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採を行うこと。

　２　伐採完了後30日以内に「伐採に係る森林の状況報告書」を提出すること。（間伐を除く）

　３　造林完了後30日以内に「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出すること。（間伐を除く）